

2020年6月15日

学生各位

『緊急特別無利子貸与型奨学金』の申請について

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の激減など経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が、学びを継続できるよう「緊急特別無利子貸与型奨学金」を実施する通知が日本学生支援機構よりありましたのでお知らせいたします。

この貸与事業について、神奈川大学では以下の通り資料申請受付を行います。なお、大学で推薦枠が決められているため、推薦枠以上の申請があった場合は選考となりますので、予めご了承ください。

【概要】

一定期間(令和3年3月まで)、第二種奨学金(有利子)制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与される奨学金。

詳しくは「[日本学生支援機構 緊急特別無利子貸与型奨学金について](#)」をご確認ください。

→ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyumurishi/index.html>

【貸与期間】

令和2年4月から令和3年3月まで(令和2年度限りの貸与となります)

【貸与金額】

- ・学部生 ⇒2～12万円の中から1万円単位で選択
- ・大学院生⇒5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択

【資料請求期限】

6月19日(金)23:59まで ※期日が過ぎた請求は一切受付できません。

【資料請求方法】

「[申込フォーム](#)」から請求してください。

→ https://kanagawa-u-entry.jp/form/index.php?mail_form_pk=1591753768

【支援対象者の条件】以下の要件を確認の上、申込んでください。

- ①申込時点で、第二種奨学金の貸与を受けていないこと、申込んでいないこと
- ②家庭から多額の仕送りを受けていないこと(仕送り額が年間150万円以上ではないこと)

- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ④本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少(前月比 50%以上減少)したこと
- ⑤学力不振による原級中(留年中)でないこと
- ⑥外国籍の場合は「法廷特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」であること

【資料請求後の流れ】

- 6月24日(水) 申込フォームに入力した住所へ資料郵送開始
書類提出に関する注意を WeBSt@tion の「事務からのお知らせ」に配信
- 7月8日(水) 書類提出締切日(必着)
- 7月13日(月) スカラネット入力のための ID・パスワードを WeBSt@tion の「事務からのお知らせ」に配信
- 7月19日(日) スカラネット入力締切日

問い合わせ先

神奈川大学学生課

日本学生支援機構奨学金担当

Mail: <mailto:scholarship-jasso@kanagawa-u.ac.jp>